

## 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成20年 1月31日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）が保有する次に掲げる文書の公開請求を行った。

(1) 自閉症と診断された人のうち、年金を受給している人の数が記載されている文書（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 平成20年 1月31日現在において、療育手帳保有者のうち、自閉症と診断されていることが記載されている児童記録（票）（以下「本件請求文書②」という。）

2 同年 2月13日、実施機関は、上記の公開請求に対して、上記 1 (1)については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、同 (2)については、自閉症と診断されていることが記載された児童記録（以下「本件児童記録」という。）を特定し、本件児童記録は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められることから、条例第 7条第 1項第 1号に該当することを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書①については、本市の他機関は文書を作成しているので、自閉症と診断された児童を支援する児童福祉センターは、文書を入手していると考えられる。

(2) 本件請求文書②については、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しない。統計数値であるので、個人を特定できない。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書①については、児童福祉センターは年金の受給に関する事務を所管していないので、行政文書の送付を受けておらず、かつ作成していないため、不存在としたものである。

2 本件請求文書②については、個人情報であり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するため、非公開としたものである。また、非公開情報である個人情報を公にすれば、非公開を前提としている児童に関する相談等、児童福祉センターの事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとも考える。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件請求文書①が存在するか否か（以下「争点①」という。）。

(2) 本件児童記録が、条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当するか否か（以下「争点②」という。）。

##### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

##### 3 争点①について

(1) 当審査会の調査によると、本件請求文書①に関し、次の事実が認められる。

ア 児童福祉センターは、障害の早期発見及びその軽減を図り、児童の福祉の向上に資するため、精神又は身体に障害のある児童及びその疑いのある児童に関する相談等を行っている。

イ 児童福祉センターにおいて、相談のために来所した児童については、診断別の件数を集計し、公表しているが、国民年金に関する業務を行っていないことから、国民年金の受給の有無については把握をしておらず、集計を行っていないと認められる。

(2) 次に、異議申立人は、本市の他機関は文書を作成しているので、自閉症と診断された児童を支援する児童福祉センターは、文書を入手していると主張するので、これについて検討する。

ア 国民年金の給付の種類について

(ア) 国民年金の給付の種類としては、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、国民年金第1号被保険者の独自給付があり、国民年金の支給決定及び支給事務は、当時の社会保険庁が行っていた。また、本市においては、当時より健康福祉局生活福祉部保険年金課（以下「保険年金課」という。）が国民年金に関する事務の一部を行っている。

(イ) 上記(ア)のうち、障害基礎年金は、国民年金の加入者が、国民年金法（昭和60年法律第34号。以下「法」という。）に規定する1級及び2級の障害に該当する障害者となったとき、又は20歳より前に初診日がある病気やけがが原因で、法に規定する1級及び2級の障害に該当する障害者となった場合においては、20歳になった月の翌月から支給されるものである。

イ 国民年金システムの保有情報について

(ア) 保険年金課が保有する国民年金の受給者に関する情報は、国民年金システムにおいて管理されている。国民年金システムの情報について確認したところ、障害基礎年金の受給者のうち、所得調査を行う必要があることから、20歳より前に初診日のある傷病に起因する障害基礎年金の受給者に関する情報（以下「障害者基礎年金受給者情報」という。）についてのみ、傷病コードでの区分がなされていることが認められた。

(イ) この傷病コードを確認したところ、自閉症という区分での分類がされていないことが認められた。

また、傷病コードとは別に、一部の障害基礎年金受給者情報については、国民年金システムの受給者管理画面の備考欄に「自閉症」と入力されているものがあるものの、その全てについて入力されている訳ではないことから、自閉症という区分で統計を取ることは不可能であることが認められた。

ウ したがって、国民年金に関する事務を所管している保険年金課において、自閉症という区分での統計資料を作成していないことから、児童福祉センターにおいても当該統計資料を取得していないと認められる。

(3) 以上のことから、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

#### 4 争点②について

##### (1) 療育手帳について

各都道府県知事等は、知的障害者への一貫した指導・相談を行い、各種の制度を受けやすくするために、申請により療育手帳を交付しており、本市においては、愛護手帳という名称で交付している。

##### (2) 本件児童記録について

児童福祉センターは、相談を受けた児童ごとに、適切な助言、指導、治療などの援助を行うために、これらの援助に関する記録を児童記録として作成している。本件児童記録は、愛護手帳を保有している児童で自閉症と診断されている児童について作成されたものである。

##### (3) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 児童記録は、児童ごとに作成されるケース記録であり、児童の氏名、

生年月日等のほか、相談内容等の記録を一元的に集約、管理するために調製されるものである。児童記録における児童の氏名、生年月日等は、個人に関する情報であり、特定個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものであると認められる。

ウ また、児童記録には、相談内容、相談支援の経過等に関する記述が経時的、具体的に記載されている。これらの情報は、当該児童の生育歴等の機微にわたる私的な情報であり、特定個人を識別することができないとしても、児童記録を公開することにより、当該児童の権利利益を害するおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、本件児童記録は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(4) 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

実施機関は、本件児童記録が条例第 7 条第 1 項第 5 号にも該当すると主張しているが、上記 (3) で判断したように、本件児童記録は非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 3月21日	諮問書の受理
3月31日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月 9日	実施機関の弁明意見書を受理
6月16日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成24年 5月16日 (第138回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月 8日 (第141回審査会)	調査審議

9月 5日 (第142回審査会)	調査審議
9月14日	答申